

(仮称) 鹿角東部市民ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行うなど、適切に対応すること。

(2) 本事業の調査、予測及び評価に当たっては、専門家等の助言や最新の知見・事例等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

なお、意見聴取は環境要素ごとに複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。

(3) 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等が確定していないことから、準備書においては事業計画を明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を詳細に記載すること。

また、これらについて、地域住民や地元自治体等に広く周知するとともに丁寧な説明を行い、理解を得るよう努め、述べられた意見を可能な限り事業に反映すること。

(4) 対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）及びその周辺には既設及び計画中の風力発電所があることから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的な影響が懸念される項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

また、実施区域及びその周辺に風力発電所の設置を計画している事業者等から、累積的な影響の予測及び評価を行うために、本事業に係る風力発電機の配置や諸元等の情報を求められた場合は、情報提供に努めること。

(5) これらに加え、実施区域周辺には、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する特別史跡「大湯環状列石」が所在しており、本事業は当該遺跡からの眺望を阻害するなど、世界文化遺産としての普遍的価値へ負の影響を与えるおそれがある。

このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本県や鹿角市、文化庁といった関係機関と十分に協議を行い、当該遺産の普遍的価値を損なわないようにすること。

2 個別的事項

(1) 水質

実施区域周辺には鉛等を含んだ鉱床が存在することから、水質の現況を十分に把握できるよう実施区域周辺の河川等における有害物質等の測定を検討し、工事の実施による水質への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 動物

実施区域及びその周辺には牧草地が存在し、イヌワシ等の希少猛禽類が採餌場等として利用する可能性があることから、希少猛禽類の生息状況を広範囲にわたって観測できるよう調査地点の追加等を検討し、本事業の実施による鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 植物及び生態系

実施区域及びその周辺は、植生自然度の高い植生が存在する可能性があることから、調査の時期や回数を適切に設定するなどし、本事業の実施による植物及び生態系への影響について、適切に予測及び評価を行うこと。

「(仮称) 鹿角東部市民ウィンドファーム事業環境影響評価方法書」
に対する岩手県知事意見

本事業は、かづのグリーンエネルギー株式会社が秋田県鹿角市において、単機出力が最大4,200～6,100kWの風力発電機を最大25基設置するものである。

本事業においては、大気環境、水環境、動物・植物及び生態系、人と自然との触れ合いの活動の場などの環境要素に係る調査、予測及び評価の手法等に課題がみられる。

このため、本事業の実施に当たっては、下記の措置を適切に講ずること。

記

1 総括的事項

- (1) 環境影響の予測については、これまでの審査会の意見や専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺では、他の事業者が計画している風力発電事業が存在し、将来的に複数の環境要素において累積的な環境影響が懸念されることから、当該事業者との調整及び情報収集に努め、調査、予測及び評価を実施すること。
- (4) 事業の実施に当たっては、地元住民及び利害関係者へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めるとともに、地域住民の生活環境の保全に十分配慮すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 騒音の評価に当たって環境基準を準用する場合は、環境基準を準用することの妥当性を説明した上で、現状で満たしている最も厳しい基準値の地域類型を当てはめること。

イ 建設機械の稼働に係る騒音は、等価騒音レベルに加え、工事由来の突発的な音の影響を把握するため、5%時間率騒音レベルの予測を行うこと。

ウ 風力発電機の騒音による健康影響について十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、予防原則にしたがい、慎重に調査、予測及び評価を行うとともに、十分に住民等に説明を行うこと。

エ 工所用資材の搬出入に係る騒音は、車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点を考慮し、住宅に最も影響が出ると考えられる地点で予測及び評価をすること。

(2) 水環境

ア 対象事業実施区域には、水源涵養保安林や複数の河川が存在しており、本県においても水源涵養機能の低下や、濁水の流出等による水環境への影響が懸念されることから、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、水環境への影響を回避又は低減すること。

イ 水質及び水生生物に係る調査地点については、事業による影響が特に大きくなるおそれがある地点や、他の特性の汚染源による影響の少ない地点など、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に設定すること。

(3) 動物・植物及び生態系

ア 本県において平成 20 年 9 月に国内初のイヌワシのバードストライクが発生していることの教訓を踏まえ、希少猛禽類の調査期間は、非繁殖期についても 2 期実施すること。

イ 対象事業実施区域は本県に隣接しており、岩手県側では、本県の「陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドライン」の「立地選定に関する基準」におけるイヌワシの生息地及び「岩手県自然環境保全指針」で定める「優れた自然」の保全区分 B ランクの重要な自然環境のまとまりの場が存在している。そのため、風力発電機の設置位置によっては本県に生息する様々な動植物への影響が懸念されることから、本県の専門家や関係機関の意見を聴きながら調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、動植物への影響を回避又は低減すること。

ウ 鳥類の調査について、夜間及び早朝における録音機を用いたタイマー録音調査の実施や、調査範囲の北東部に調査地点を追加するなど十分な調査を実施すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に与える騒音の影響について、施設の稼働時についても、調査、予測及び評価をすること。評価に当たっては、騒音に係る環境基準のみならず、それぞれの場で求められる静けさが確保されるか否かの観点で適切な手法を検討すること。

3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。